



各自治体の長及び職員の方  
国会議員、県会議員、市町村議会議員の方々へ

開催予告

# 広がる道路、 広がる安心。

## 狭あい道路解消シンポジウム

狭あい道路とは、4m未満の狭い道路

日時

令和  
8年

10月16日<sup>金</sup> 13:00~  
17:00

会場

松山市民会館 中ホール

愛媛県松山市堀之内5番地

参加対象

各自治体の長及び職員の方  
国会議員・県議会議員・市町村議会議員の皆様  
※一般の方など、どなたでもご参加いただけます。

参加費

無料 (※要事前申込)  
※お申し込み方法は、後日改めてお知らせします。

主催：日本土地家屋調査士会連合会

共催：全国土地家屋調査士政治連盟

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

日本土地家屋調査士会連合会四国ブロック協議会

四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

愛媛県土地家屋調査士会

愛媛県土地家屋調査士政治連盟

公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

後援：総務省、法務省、国土交通省、愛媛県、松山市  
(予定)

# 狭あい道路解消シンポジウム

Symposium on Resolving Narrow Roads

「狭あい道路」と私たちの取り組み

## 「狭あい道路」とは

建築基準法では、建物の敷地は原則として「幅員4m以上の道路に2m以上接する」よう定められています。しかし、基準時以前から建物が立ち並んでいた幅員1.8m以上4m未満の道路で、行政が指定したものは救済措置として認められており、これらを「狭あい道路(みなし道路)」と呼びます。こうした道路は防災・減災の観点から、その解消が急務となっています。

## 土地家屋調査士とは

土地の筆界を明らかにする業務や、表示に関する登記の専門家です。不動産に関する権利を明確にし、狭あい道路を解消するための「土地を分割する登記」などを行う唯一の国家資格者として、インフラ整備や防災・減災に貢献しています。

## 狭あい道路解消促進宣言

私たち土地家屋調査士は、国民の安全な日常生活を支えSDGsにおいて掲げられた「住み続けられる街づくり」を実現するため、狭あい道路の解消に努め、国民の生活の向上と安心・安全に寄与します。

- ①不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家である私たち土地家屋調査士は、その有する知見を活かして、自治体と連携して狭あい道路の解消に努めます。
- ②狭あい道路を解消するための統一的な制度・基準の策定及び財源の確保に貢献します。

私たち土地家屋調査士は、ここに狭あい道路解消に向かって進むことを宣言します。

令和5年10月24日

日本土地家屋調査士会連合会

## ■ プログラム(予定)

### 第1部

#### 基調講演 「狭あい道路解消に向けた国の取り組み」

国土交通省より

### 第2部

#### 行政報告 「狭あい道路拡幅整備事業について」

狭あい道路解消に取り組む自治体より

### 第3部

#### パネルディスカッション

テーマ『地域課題としての狭あい道路を考える ～防災・福祉・空き家の最前線から～』

パネリスト：自治体、消防担当従事者、福祉関係者、土地家屋調査士

### 第4部

#### 特別講演 「街づくりに果たす土地家屋調査士の役割」

衆議院議員 塩崎彰久氏

